

町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)2月21日

提出者 町田市長職務代理者  
町田市副市長 榎本悦次

町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成25年3月町田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、<u>停車帯、自転車通行帯</u>その他町田市規則(以下「規則」という。))で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 停車帯<u>又は自転車通行帯</u>を設ける第4種の道路については、前項の表第4種の項設計基準交通量の欄中「12,000」とあるのは「22,000」と、「10,000」とあるのは「21,000」と、「9,000」とあるのは「21,000」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部<sup>さく</sup>を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車通行帯)</p> <p>第7条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(いずれも自転車道</u></p>	<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯その他町田市規則(以下「規則」という。))で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 停車帯を設ける第4種の道路については、前項の表第4種の項設計基準交通量の欄中「12,000」とあるのは「22,000」と、「10,000」とあるのは「21,000」と、「9,000」とあるのは「21,000」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部<sup>さく</sup>を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>

を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(いずれも前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(いずれも前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状

転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(いずれも自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、自転車道を設ける第3種の道路又は自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～5 略

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に掲げるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、待避所を設けない場合であっても交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上を標準とし、当該待避所を設ける区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設そ

況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(いずれも自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～5 略

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に掲げるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、待避所を設けない場合であっても交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上を標準とし、当該待避所を設ける区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類す

の他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第7条の2第3項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項及び第4項並びに第26条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道踏の状況等に応じ、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第7条の2第3項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

(歩行者利便増進道路)

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合

る施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項及び第4項並びに第26条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道踏の状況等に応じ、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、町田市道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年3月町田市条例第17号）に定める基準に適合する構造とするものとする。

（委任）

第44条 略

（委任）

第43条 略

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路については、この条例による改正後の第7条の2、第9条第1項及び第2項、第32条並びに第43条の規定にかかわらず、なお従前の例による。